

## 処 分 基 準

令和4年2月21日作成

|   |
|---|
| 法 令 名 : 銃砲刀剣類所持等取締法   |
| 根 拠 条 項 : 第8条第7項  |
| 処 分 の 概 要 : 銃砲等又は刀剣類の提出命令   |
| 原権者(委任先) : 岐阜県公安委員会   |
| 法 令 の 定 め :<br>銃砲刀剣類所持等取締法第8条第6項・第7項  |
| 処 分 基 準 :<br>当該銃砲等又は刀剣類が犯罪に使用されるおそれがある場合等、危害を予防する必要があると認めるとき、又は許可が失効した日から起算して50日を経過したときは、銃砲等又は刀剣類の提出を命じ、これを仮領置する。 |
| 問 い 合 わ せ 先 : 住所地を管轄する警察署生活安全課又は<br>警察本部生活安全部生活安全総務課保安行政係 (058)271-2424   |
| 備 考 :   |